

社会福祉法人神川町社会福祉協議会渉外費の支出基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の渉外費の支出に係る基準に必要な事項を定め、会員の本会に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(責務)

第2条 渉外費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限度の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第3条 渉外費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 本会の事務事業に直接かつ親密な関係にあるもの
- (2) 本会の進展に功績があったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めたもの

(支出項目)

第4条 渉外費は、次の各号に掲げる事項について支出することができるものとする。ただし、他の本会予算による支出がある場合は支出しないものとする。

- (1) 会費 各種団体の構成員として支出する会費又は会議、会合、研修会等への参加に係る経費
- (2) 慶祝費 慶事又は総会等各種行事等のお祝いに係る経費
- (3) 協賛費 各種大会、イベント等の協賛に係る経費
- (4) 激励費 本会の公益性を高めるものを激励するための経費
- (5) 弔慰費 葬儀時における香典、生花等に係る経費
- (6) 謝礼費 本会協力者、視察訪問先等に対する謝意に係る経費
- (7) その他 その他本会運営上、支出することが適当と認められる経費

(支出基準)

第5条 前条各号に規定する区分に応じた支出基準は、別表第1のとおりとする。

(改正)

第6条 前条に規定する支出基準は、常に社会通念に沿うとともに会員感覚に合

致したものとなるよう、社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この告示は、平成28年1月13日から施行する。

別表第1（第5条関係）

支出区分		支出基準
(1)	会費	会費又は実費相当額（10,000円を限度とする。）
(2)	慶祝費	10,000円を限度とする。
(3)	協賛費	10,000円を限度とする。
(4)	激励費	20,000円を限度とする。
(5)	弔慰費	適宜対応
(6)	謝礼費	5,000円を限度とする。
(7)	その他	社会通念上妥当と認める範囲

※ 上記で定める金額により難しい事情がある場合には、社会通念上妥当な範囲で調整できるものとする。